

に供した場合には、当該認定低炭素住宅の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該認定低炭素住宅の取得後一年以内に登記を受けるものに限り、第七十三条及び登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の一とする。

第七十六条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、「マンション建替事業」の下に「（良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る。）」を加える。

第八十条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第二項中「政令で定める者」の下に「（以下この条において「銀行等」という。）」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「には、当該資本金の額の増加の」を「において、次の各号に掲げる者が当該各号に定める事項について登記を受けるときは、当該」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該銀行等、当該資本金の額の増加
- 二 当該銀行等が行う株式移転により当該銀行等の株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十二条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。）となつた株式会社 当該株式会社の設立

第八十条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「千分の三・五」を「千分の五」に改め、同条第二項各号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第八十一条第一項中「平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成十八年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改め、同項第一号イ及びロを次のように改める。

イ 平成二十六年三月三十一日までに新設分割又は吸収分割を行つた場合 千分の十五

ロ 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新設分割又は吸収分割を行つた場合 千分の十八

第八十二条第一項第二号イ中「千分の四」を「千分の七・五」に改め、同号ロ中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「千分の四」を「千分の七・五」に改め、同号ロ中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第二号イ中「千分の一」を「千分の三・七五」に改め、同号ロ中「千分の三・二五」を「千分の四・五」に改め、同条第二項中「平成二十四年三月三十一日」を

「平成二十七年三月三十一日」に、「前項第一号又は第二号」を「前項各号」に、「第一項第一号又は第二号」を「第一項各号」に改め、同項第一号イ中「千分の四」を「千分の七・五」に改め、同号口中「千分の六・五」を「千分の九」に改め、同項第二号イ中「千分の二」を「千分の三・七五」に改め、同号口中「千分の三・二五」を「千分の四・五」に改め、同条第四項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十六年三月三十一日まで」に、「同号口」を「同号イ中「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同号口に、「千分の十二」を「千分の二十三」に、「同項第六号」を「「千分の二」とあるのは「千分の四」と、同項第六号」に、「千分の〇・六」を「千分の一」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十二条を次のように改める。

(新関西国際空港株式会社が移転補償事業により買い取つた土地の所有権の移転登記の免税)

第八十二条 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この条において「設置管理法」という。）の施行の日から次に掲げる日のうち

いづれか早い日までの間に、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下この条において「航空機騒音障害防止法」という。）第九条第二項の規定により設置管理法第九条第一項第四号ニの事業として航空機騒音障害防止法第九条第一項に規定する第二種区域に所在する土地の所有者からの申出に基づき当該土地の買入れを行つた場合には、当該土地の所有権の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該買入れ後二年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を課さない。

一 平成二十六年三月三十一日

二 設置管理法第二十九条第二項に規定する空港運営権者が同条第一項に規定する特定空港運営事業に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権について同法第十条の十四第一項の規定により設定の登録をする日

第八十二条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「千分の三」を「千分の三・五」に改め、同条第二項中「千分の三」を「千分の三・五」に改める。

第八十三条第二項中「認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法」を「認定民間都市再生事業計画（前項の期間内に都市再生特別措置法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。以下この項において同じ。）に基づき同法」に基づき同法に、「認定の」を「認定（同法第十九条の十第二項の規定により当該認定があつたものとみなされる場合における当該認定を含む。）」に改める。

第八十四条の三中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「平成二十四年三月三十一日までに」を削り、「引き取るときは」の下に「当分の間（第四号に掲げる重油及び粗油を引き取るときは、平成二十六年三月三十一日までの間）」を加え、同条第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七

十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に改め、「この場合において」の下に「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」とを加え、「（第二十三条第一項及び第二項において「石油製品等」という。）」を削り、

「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「石油製品等（石油石炭税の免除を受けた原油、揮発油、灯油、軽油、石油ガスその他ガス状炭化水素又は重油及び粗油」と、同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」とを削り、同条第三項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十

「一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る）」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第二百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」に改め、同条第四項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十三条第一項第一号中「第二十二条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十二条（記帳義務）」に、「原油等」とあるのは「石油石炭税」を「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）」とあるのは「重油等（石油石炭税）」に改め、「（以下この項及び次項において「重油等」という。）」を削り、「同項第三号中「原油等又は前号」を「同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「第二十二条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十二条（記帳義務）」とあ

るのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四第六項及び第七項」とを削り、同条第五項中「石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）を「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）に、「前項の重油」を「同項の重油」に、「同条第一項第一号」を「同号イ」に、「第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項」を「第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」に改め、第六章第三節の二中同条の前に次の一款及び款名を加える。

第一款 地球温暖化対策のための課税の特例

（地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例）

第九十条の三の二 地球温暖化対策を推進する観点から、平成二十四年十月一日以後に原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取場から移出される原油、ガス状炭化水素若しくは石炭又は保税地域から引き取られる原油若しくは石油製品、ガス状炭化水素若しくは石炭に係る石油石炭税の税額は、石油石炭税法

第九条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める税率により計算した金額とする。

一 原油及び石油製品 一キロリットルにつき二千八百円

二 ガス状炭化水素 一トンにつき千八百六十円

三 石炭 一トンにつき千三百七十円

(特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減)

第九条の三の三 石炭のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定用途石炭」という。）を、保税地域から引き取ろうとする場合において、当該引き取ろうとする者が政令で定める手続により、平成二十六年三月三十一日までに、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取るときは、当該引取りに係る石油石炭税の税額は、前条の規定にかかわらず、石油石炭税法第九条第三号に定める税率により計算した金額とする。

一 苛性ソーダの製造業を営む者が自ら発電（当該苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭

二 塩事業法（平成八年法律第三十九号）第二条第二項に規定する塩製造業者が自ら発電（電流を流すことにより海水を濃縮する方法として政令で定める方法による塩（同条第一項に規定する塩をいう。）の製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する石炭

2 石油石炭税法第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、前項の規定の適用を受けた特定用途石炭を同項各号に規定する用途に供する者及び同項の規定の適用を受けた特定用途石炭の販売業者について準用する。この場合において、石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第四項及び第五項」と、同法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第十五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭（以下この条において「特定用途石炭」という。）を同項各号に規定する用途に供する者及び特定用途石炭の販売業者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油

等」とあるのは「特定用途石炭」と、「販売若しくは保税地域からの引取り」とあるのは「又は販売」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）」とあるのは「特定用途石炭（租税特別措置法第九十条の三の三第一項の規定の適用を受けた石炭）」と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石炭」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石炭」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（口及びニを除く。）の規定が準用される同項の特定用途石炭を同項の用途に供する者及び同項の特定用途石炭の販売業者（同項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

4 第一項の規定の適用を受けた特定用途石炭は、同項の承認を受けて当該特定用途石炭を引き取つた日から二年以内に、同項各号に規定する用途以外の用途に供し、又は同項各号に規定する用途以外の用途に供するため譲渡してはならない。ただし、やむを得ない理由がある場合において、政令で定めることにより税関長の承認を受けたときは、この限りでない。

5 前項ただし書の承認を受けたとき、又は当該承認を受けないで同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、若しくは同項に規定する用途以外の用途に供するため譲渡したときは、税関長は、これらの場合に該当することとなつた者から、当該特定用途石炭につき、前条第三号に定める税率により計算した石油石炭税額と第一項の規定により計算した石油石炭税額との差額に相当する額の石油石炭税を、直ちに徴収する。

(特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付)

第九十条の三の四 次の表の各号の上欄に掲げる者が、平成二十六年三月三十一日までに、原油若しくは関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の(三)若しくは第二七一〇・二〇号の一の(四)に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）から本邦において製造さ

れた同表第二七一〇・一二号、第二七一〇・一九号及び第二七一〇・二〇号に掲げる石油及び歴青油並びにこれらの調製品又は保税地域から引き取られた石油石炭税課税済みの石油製品であつて、当該各号の中欄に掲げるもの（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を、当該各号の下欄に掲げる用途に供した場合には、政令で定めるところにより、これらの用途に供した特定用途石油製品につき、第九十条の三の二第一号に定める税率により計算した石油石炭税額と石油石炭税法第九条第一号に定める税率により計算した石油石炭税額との差額に相当する金額を当該特定用途石油製品の製造者又は当該特定用途石油製品を保税地域から引き取つた者（政令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者に限る。以下この条において「承認輸入者」という。）に（当該特定用途石油製品の製造者が当該特定用途石油製品の原料とされた課税済みの原油等に係る石油石炭税の納税者でない場合にあつては、当該課税済みの原油等につき当該特定用途石油製品の製造者が当該石油石炭税を納付したもののみなして、当該特定用途石油製品の製造者に）還付する。

| | | |
|-----------------------------|----------------|------------------------------|
| 一 内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条 | ○・一二号の一の三、第二七一 | 内航海運業法第二条第二項に規定する内航海運業に係る同条第 |
| 一 軽油（関税定率法別表第二七一 | 内航海運業法第二条第二項に規 | |

| | | | | |
|----------------------------|--|--|--|---|
| | | | 第二項に規定する内航海運業を當む同法第三条第一項の規定による登録を受けた者又は同条第二項の規定に基づき届出を行つた者 | 一〇・一九号の一の〔〕又は第二七号の一の〔〕に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の〔〕又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。） |
| 三 鉄道事業法第三条第一項の規定による許可を受けた者 | 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を當む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者 | 二 海上運送法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業を當む同法第三条第一項の規定による許可を受けた者 | 一〇・一九号の一の〔〕又は第二七号の一の〔〕に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。） | 一〇・一九号の一の〔〕又は第二七号の一の〔〕に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の〔〕又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。） |
| 同法第二条第二項及び第三項に | 同法第二条第二項及び第三項に | 同法第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用（遊覧の用その他の財務省令で定める用途を除く。） | 一〇・一九号の一の〔〕又は第二七号の一の〔〕に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。） | 一〇・一九号の一の〔〕又は第二七号の一の〔〕に掲げる軽油をいう。以下この条において同じ。）又は重油（同表第二七一〇・一九号の一の〔〕又は第二七一〇・二〇号の一の〔〕に掲げる重油をいう。以下この条において同じ。） |

規定による許可を受けた者

規定する第一種鉄道事業及び第一種鉄道事業の用（鉄道用車両の動力源の用途に限る。）

| | | |
|---|--------------|----------------------------|
| 四 航空法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業を営む同法第百条第一項の規定による許可を受けた者 | 航空機燃料 | 同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用 |
| 五 農林漁業を営む者 | 軽油 農林漁業の用 | |

- 2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請者につき石油石炭税の保全上不適当と認める事情があるときは、国税庁長官は、その承認を与えないことができる。

- 3 石油石炭税法第二十二条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三の規定は、第一項に規定する特定用途石油製品を同項の表の各号の下欄に定める用途に供

する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者について準用する。この場合において、石油石炭税法第二十一条中「原油の採取者若しくは販売業者、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取者、原油等の輸入業者、石油精製業者で政令で定めるもの、特例輸入者又は第五条第一項の承認を受けている者」とあるのは「租税特別措置法第九十条の三の四第一項に規定する特定用途石油製品（以下この条において「特定用途石油製品」という。）を同項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭の採取又は原油等の購入、貯蔵、消費、販売若しくは」であるのは「特定用途石油製品の製造、購入、貯蔵、消費若しくは販売又は」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）とあるのは「特定用途石油製品（租税特別措置法第九十条の四第一項に規定する石油製品）と、同号ハ中「原油等又は口に規定する原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭の採取又は原油等」とあるのは「特定用途石油製品」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項の特定用途石油製品を第一項の表の各号の下欄に定める用途に供する者、特定用途石油製品の製造者若しくは販売業者又は承認輸入者（前項の規定により準用される石油石炭税法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、石油石炭税法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十四条（第五号に係る部分に限る。）及び第二十五条第一項並びに国税通則法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条の規定を適用する。

5 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

第二款 その他の特例

第九十条の四の二第一項中「平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「引き取るときは」の下に「、当分の間」を加える。

第九十条の四の三の見出し中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同条第一項中「供する」の下に「ガス状炭化水素のうち関税定率法別表第二七一一・一二号に掲げる天然ガス又は」

を加え、「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「平成二十四年三月三十日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第二十一条、第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）」を「第十八条の二、第二十一条及び第二十二条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「免除を受けた沖縄発電用特定石炭」を「免除を受けた沖縄発電用特定石炭等」に改め、「この場合において」の下に「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」とを加え、「免除を受けた石炭」を「免除を受けた天然ガス又は石炭」に、「並びに第二十三条第一項及び第二項において「沖縄発電用特定石炭」を「において「沖縄発電用特定石炭等」に、「沖縄発電用特定石炭の販売業者」」を「沖縄発電用特定石炭等の販売業者」」に、「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭」を「又は原油等」とあるのは「沖縄発電用特定石炭等」に、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納税義務者）に規定する原油等）に、「沖縄発電用特定石炭」と、同項第三号中「原油等又

は前号」を「沖縄発電用特定石炭等（租税特別措置法第九十条の四の三第一項の規定により石油石炭税の免除を受けた天然ガス又は石炭」と、同号ハ中「原油等又は口」に、「沖縄発電用特定石炭」と、同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」と、同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の四の三第四項及び第五項」とを削り、同条第三項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項」に、「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る）に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」に改め、同条第四項及び第五項中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特

定石炭等」に改める。

第九十条の五第一項中「平成二十四年三月三十日までに」を削り、「原油又は関税定率法別表第二七一〇・一九号の一の〔〕若しくは第二七一〇・一〇号の一の四に掲げる粗油で石油石炭税課税済みのもの（以下この節において「課税済みの原油等」という。）を「課税済みの原油等」に改め、「製造した場合には」の下に「当分の間」を加え、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第五項中「第二十二条（第一号を除く。）及び第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）」を「及び第二十二条（第一号を除く。）並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）」に改め、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「（第二十三条第一項及び第二項において「特定石油製品等」という。）」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「特定石油製品等」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等）とあるのは「特定石油製品等（租税特別措置法第九十条の五第一項に規定する揮発油、灯油、軽油又は石油化学製品）と、同号ハ中

「原油等又は口」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第六項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。）の規定が準用される前項」を「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）の規定が準用される同項」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第一百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」に改める。

第九十条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に、「石油石炭税法第九条第一号」を「第九十条の三の二第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）」を「第十八条の二並びに国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二を除く。）」、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十

三」に、「同法第二十三条第一項第一号中「第二十一条」を「石油石炭税法第十八条の二中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と、国税通則法第七十四条の五第四号イ中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」に、「この項及び次項」を「この号及び第七十四条の十二第五項」に、「同条第一項」を「同法第九十条の六第一項」に、「原油等」を「「原油等（同法第四条第二項（納稅義務者）に規定する原油等をいう。以下この号及び第七十四条の十二第五項において同じ。）」」に、「同項第三号中「原油等又は前号」を「同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「第二十一条」とあるのは「前項第一号」と、「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「石油石炭税法第二十一条（記帳義務）」とあるのは「第七十四条の五第四号イ」と、「同法第二条第一号（定義）に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、「同条第四項中「第四条及び第十三条から第十七条まで」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第六項及び第七項」と」を削り、同条第三項中「石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項）を「国税通則法第七十四条の五第四号（口及び二）に、「前項の方法」を「同項の方法」に、「同条第一項第一号」を「同号イ」に、「同法第二十五条

(第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。) 及び第二十六条第一項」を「同法第一百二十七条(第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。)及び第一百二十九条」に改め、同条第四項中「、第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)」を「及び第二十二条(第一号を除く。)及び第二十三条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項を除く。)」を「及び第二十二条(第一号を除く。)並びに国税通則法第七十四条の五第四号(口及び二を除く。)、第七十四条の七から第七十四条の十一まで、第七十四条の十二第五項及び第七十四条の十三」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に改め、「並びに第二十三条第一項及び第二項」を削り、「同法第二十三条第一項第一号中「原油等」とあるのは「重油」と、同項第三号中「原油等又は前号」を「国税通則法第七十四条の五第四号イ中「原油等」とあるのは第四条第二項(納稅義務者)に規定する原油等」とあるのは「重油(租税特別措置法第九十条の六第一項に規定する重油)と、同号ハ中「原油等又は口」に、「同条第二項中「原油、ガス状炭化水素若しくは石炭」を「同法第七十四条の十二第五項中「同法第二条第一号(定義)に規定する原油、同条第三号に規定するガス状炭化水素若しくは同条第四号に規定する石炭」に改め、同条第五項中「第二十三条(第一項第二号及び第四号、第三項並びに第四項)」を「国税通則法第七十四条の五第四号(口及び二)」に、「前項の

重油」を「同項の重油」に、「同法第二十二条」を「石油石炭税法第二十二条」に、「同法第二十一条」を「石油石炭税法第二十一条」に、「同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く）」を「同法第二十四条（第五号に係る部分に限る）」に、「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項並びに国税通則法第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第四号イに係る部分に限る。）及び第一百二十九条」に改める。

第九十条の六の二第一項中「平成二十五年三月三十一日までに」を削り、「消費した場合には」の下に「当分の間」を加える。

第九十条の七第一項中「行為により」の下に「第九十条の三の四第一項、」を加え、同条第三項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「沖縄発電用特定石炭」を「沖縄発電用特定石炭等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九十一条の三の三第四項の規定に違反して同項の特定用途石炭を同項に規定する用途以外の用途に供し、又はこれに供するため譲渡した者

第九十条の八の二第一項中「沖縄島と」を「沖縄島、宮古島、石垣島又は久米島と」に改め、「（以下この項において「沖縄」という。）」を削り、「」の項において同じ」を「」の項及び次条第一項において「沖縄以外の本邦の地域」という」に改め、「（沖縄島）の下に「宮古島、石垣島若しくは久米島」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「本邦の地域との間の路線」の下に「（宮古島、石垣島又は久米島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線を除く。）」を加える。

第九十条の十一第一項中「平成二十一年四月一日」を「平成二十四年五月一日」に改め、「第九十条の十二第一項各号」の下に「（第二項各号及び第三項各号（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第一号イ中「四千八百円」を「四千五百円」に改め、同号ロ中「五千四百円」を「五千二百円」に、「三千二百円」を「三千円」に改め、同号ハ中「二千七百円」を「三千六百円」に、「千六百円」を「千五百円」に改め、同号ニ中「八千百円」を「七千八百円」に、「四千三百円」を「四千百円」に改め、同項第二号イ中「一万五千円」を「一万二千三百円」に、「一万千四百円」